

○議長（吉田敏郎）

日程第 8 議案第 28 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 7 年神奈川県条例第 7 号）の一部改正に伴い、同条例の用語を引用する町条例の規定を改正する必要があるため、開成町町営水道条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 28 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 30 日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正の概要について説明をいたします。

提案理由にもありますとおり、神奈川県条例、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部が、令和 2 年 2 月の神奈川県定例議会で改正され、その県条例の一部を引用している開成町町営水道事業条例の一部を改正する必要性が生じたため、当該箇所の改正及び文言の整理を行うものでございます。

1 枚おめくりください。

開成町条例第 号開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例。

開成町町営水道事業条例（平成 10 年開成町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の中で、右が改正前、左が改正後となっております。

第 40 条第 2 項、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、平成 7 年神奈川県条例第 7 号の読替えといたしまして「以下「県条例」という。」を追加をするものでございます。

第 3 項におきましては、「前項の神奈川県条例第 7 号」を「県条例」に、「小規模受水槽」を「小規模貯水槽」に、「水槽」を「水道事業の用に供する水道から水の供

給を受けるために設けられる水槽」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和２年６月１日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

５番、茅沼議員。

○５番（茅沼隆文）

５番、茅沼です。ちょっとささいな点をお聞きしたいんですが、この附則「この条例は、令和２年６月１日から施行する。」、なぜ６月１日なのかの説明をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

こちらにつきましては、県条例の施行日が６月１日ということで、そちらに合わせて調整を取ったということでございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第２８号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。